

令和元年度 指導監査結果(老人福祉施設)

施設種別	監査方法	施設名	運営主体	文書による指摘事項	改善報告書の内容
特別養護老人ホーム	実地監査	かがやきの苑	(福)大和まほろば会	<p>育児休業規程及び介護休業規程について、現行法令に沿って内容を是正すること。</p>	<p>改正された育児休業法及び介護休業法については、すでに職員就業規則に規定しておりますが、詳細部分については、現行の育児休業規程及び介護休業規程による部分もあることから、現行規程の廃止も含めて早急に検討します。</p>
				<p>従業員の健康診断の結果を施設において保管するとともに、年齢に応じた受診必須項目を満たしているかの確認をすること。【労働安全衛生法第66条の3】</p>	<p>受診必須項目については、全て満たしております。健康診断結果については、施設において、写し等を保管することとします。</p>
				<p>深夜業務従事者に対する6月以内ごとに1回の健康診断が実施されていなかった。法令に従い定期的に健康診断を行うこと。【労働安全衛生規則第45条】</p>	<p>検診の依頼機関と調整して実施します。</p>
				<p>平成30年10月の指導時に、日用品費1日150円を利用者に対して請求していることにつき、当該費用の徴収は適切ではない旨の指摘を行い、平成31年2月20日提出の改善報告書で、「現行の利用料を廃止し、利用者負担に見合った料金を設定します。」と回答しているにもかかわらず、令和元年8月時点の請求明細を確認したところ、未だに当該費用の徴収を続けていた。また、運営規程にも依然として日用品費の記載が残ったままであった。早急に見直すこと。 また、平成31年2月に改善報告書を提出したにもかかわらず、改善を行っていなかった理由についても、併せて説明すること。【通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)】【「その他の日常生活費」に係るQ&A(平成12年3月31日厚労省老人福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡)】</p>	<p>日用品費については、令和元年10月から規程を改正し本来の実費徴収としております。また、嗜好品(コーヒー、紅茶、スポーツドリンク等)、教養娯楽費(行事の材料費等)については実費としておりましたが、これまで徴収しておりませんでした。改正に伴い、これらの費用については徴収することとしております。改善が遅れた理由としては、消費税の改定に伴う利用料の改定も予定されていたことから具体的な費用徴収額等については、利用者・入居者によっては、以前より利用料が増える方もおられるため検討しており、実施が遅くなってしまいましたが、利用者・入居者によっては、不公平のないように運営します。なお、運営規程の改正は、3月上旬予定の理事会で承認を得る予定です。</p>
				<p>介護報酬の利用者負担割合について、運営規程に3割負担についての記載がなかったため、記載すること。また、重要事項説明書では「利用料金の9割又は7割が介護保険から給付されます。」と記載してあり、8割についての記載がなかったため、記載すること。</p>	<p>運営規程、重要事項説明書に記載を行います。なお運営規程の改正は、3月上旬予定の理事会で承認を得る予定です。</p>
				<p>重要事項説明書に記載の医師の勤務体制について、毎週火曜日の13:00～17:00に勤務することとなっているが、実際には月に1回程度しか勤務していません。早急に医師との契約内容の見直し又は重要事項説明書の変更を行うこと。</p>	<p>現在、状況を踏まえ契約内容について検討し、併せて重要事項説明書の変更を行います。</p>
				<p>協力医療機関へ送迎を行った際の費用について、重要事項説明書には実費と記載されていたが、実際には施設で定めた固定の金額を徴収していた。契約に際して、利用者に対して虚偽の説明を行ったと判断されかねないため、早急に金額の見直し又は重要事項説明書の変更を行うこと。</p>	<p>送迎費については、通常の介護タクシー等の利用の費用は場所にもよりますが、片道4,000円から5,000円の料金であり、施設が入居者を送迎する場合に、通常の実費徴収を行うと費用が高くなるため、入居者に事前の了解を得て短期入所の片道1,890円の単価で行っております。急病や通常必要な受診時には入居者から送迎の費用は徴収しておりません。現在の費用は入居者の負担軽減のため行っているものでありますが、金額などについて検討し重要事項説明書への記載を行います。</p>
				<p>運営規程において、事故発生の防止のための委員会を毎月1回開催すると記載されているが、毎月行っていない。早急に改善すること。</p>	<p>重要な委員会であると認識しており、委員の日程調整で開催できない月がありましたが毎月一回の開催を行います。</p>
<p>消防計画において、防火管理者は自主点検を毎月実施すると記載されていたが、現在は、3月に1回程度しか実施していない。早急に改善すること。</p>	<p>毎月の点検を行います。</p>				

令和元年度 指導監査結果(老人福祉施設)

施設種別	監査方法	施設名	運営主体	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				<p>看取り介護加算について、看取りに関する職員研修を行っているとのことであったが、研修の記録がなかった。今後は、研修の記録を作成すること。【厚生労働大臣が定める施設基準(厚生労働省告示第96号)第54】</p>	今後、研修記録の作成、保管を行います。
				<p>排せつ支援加算に関して、当該加算は、特別な対応を行った場合に、6月以内に「全介助」から「一部介助」以上又は「一部介助」から「見守り等」以上に要介護状態が改善する見込みがある利用者に対して、算定を可能とするものである。しかしながら、現在、見込みの段階で要介護状態の軽減が見込めない利用者に対して、当該加算を算定していた。については、該当の利用者については、自主点検のうえ、過誤調整を行うこと。【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の5(35)】</p>	<p>当初の計画書の作成時に表現が曖昧であったので、改善をされた方でも結果が一部介助のまま計画を行ってしまった。その内容として、特別な対応を行わなければ悪化すると思われた対象者であるが、特別な対応により「見守り等」改善が見込まれる入居者であり、看護師、医師と相談し、今回計画を立てた入居者について、計画の修正を行い、再度同意をいただきます。</p>
特別養護老人ホーム	実地監査	学園前西特別養護老人ホーム	(福)奈良苑	<p>褥瘡マネジメント加算について、対象者の状態について毎週委員会で記録及び評価を行っていたが、当初計画から見直しがされていなかった。褥瘡ケア計画は、少なくとも3月に1回見直しを行い、必要と認められる場合には計画を変更すること。【厚生労働省告示第95号 71の2】</p>	<p>褥瘡発生時は「褥瘡対策に関するケア計画書」を作成し、状態の把握に努め、完治に向けた計画を立て、3ヶ月毎に見直しを実施する。合わせて、「褥瘡委員会会議録」を毎週作成し、細かな状態の観察と把握に努め関係者と一丸となってケアに当たられるようにする。毎週の作成。</p>
				<p>低栄養リスク改善加算について、入所者の栄養管理をするための会議が2月ないしは3月に1度しか行われていなかった。当該会議は月1回以上行い、そのうえで、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法を示した計画を作成すること。なお、会議を行ってなかった月に関しては、過誤調整を行うこと。【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の5(22)】</p>	<p>関係する職種の者と入居者の健康的で安全な食事について話し合いを重ねる。低栄養について食思の向上を図り、適切な栄養摂取ができるよう対策を講じ、議事録として残していく。(毎月実施)</p>
特別養護老人ホーム	実地監査	こがねの里	(福)秋篠茜会	無	
特別養護老人ホーム	実地監査	こまどりと丘	(福)大和清泉会	<p>口腔衛生管理体制加算の趣旨は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、施設においては、当該助言・指導を受けて「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を作成することにある。 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの「利用者の口腔ケアに係る指示書」は、別紙1のように「口腔衛生管理にかかわる助言内容」とし、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が作成する場合は、指示をした歯科医師の氏名も併せて記載すること。【指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表1-ヌ】</p>	<p>口腔衛生管理体制加算の趣旨に則り、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成するようにさせていただきました。</p>
				<p>口腔衛生管理体制加算に係る技術的助言及び指導は、当該施設として、入所者全体に対する計画を作成するためのものであるが、当該助言及び指導の内容が、個々の入居者に対する内容となっていた。については、適正に改善すること。【留意事項通知第2の4(11)準用】</p>	<p>口腔衛生管理体制加算の趣旨に則り、入所者全体の指導内容に改善させて頂きました。</p>
				<p>「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」の内容が約3年間一字一句同一であった。については、定期的に見直すこと。</p>	<p>助言及び指導内容に基づき、「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」を定期的に見直しながら作成するようにさせていただきました。</p>

令和元年度 指導監査結果(老人福祉施設)

施設種別	監査方法	施設名	運営主体	文書による指摘事項	改善報告書の内容
				<p>口腔管理体制加算は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士からの技術的助言及び指導が月1回以上行われている場合に算定できるが、平成29年9月、11月、12月、平成30年2月、3月、6月、9月、11月、12月、平成31年2月、3月、令和元年5月、6月、8月分について技術的助言及び指導の記録が無い。</p> <p>については、技術的助言及び指導の無い月については過誤調整すること。【指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表1-ヌ】</p>	令和元年10月の請求時に上記対象月の加算分について過誤調整させて頂くこととしています。
特別養護老人ホーム	実地監査	サンタ・マリア	(福)カトリック聖ヨゼフホーム	無	
特別養護老人ホーム	実地監査	サンライフ明日香	(福)サンライフ	無	
特別養護老人ホーム	実地監査	都祁すずらん苑	(福)大和会	<p>排せつ支援加算に関して、当該加算は、特別な対応を行った場合に、6月以内に「全介助」から「一部介助」以上又は「一部介助」から「見守り等」以上に要介護状態が改善する見込みがある利用者に対して、算定を可能とするものである。しかしながら、現在、見込みの段階で要介護状態の軽減が見込めない利用者に対して、当該加算を算定していた。</p> <p>については、該当の利用者については、自主点検の上、過誤調整を行うこと。【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について第2の5(35)】</p>	左記の主旨より、排せつ支援加算算定非該当であった6名の利用者に対して、介護報酬の過誤調整をし、返戻金を算出して、ご家族への説明の準備中である。
特別養護老人ホーム	実地監査	ならやま園	(福)福寿会	無	
特別養護老人ホーム	実地監査	梅花苑	(福)嘉耶の会	無	
特別養護老人ホーム	実地監査	らくじ苑	(福)楽慈会	無	
特別養護老人ホーム	実地監査	リノ	(福)史明会	無	
特別養護老人ホーム	実地監査	ル・エンゲージなかがわ3番館	(福)中川会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	あじさい園	(福)晃宝会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	あじさい園 宝	(福)晃宝会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	香梅苑	(福)広瀬福祉会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	サンライフ西大寺	(福)サンライフ	無	

令和元年度 指導監査結果(老人福祉施設)

施設種別	監査方法	施設名	運営主体	文書による指摘事項	改善報告書の内容
特別養護老人ホーム	書面監査	トマトホーム	(福)博遊会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	長曽根寮	(福)大倭安宿苑	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	なら清寿苑	(福)大和清寿会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	西ノ京苑	(福)南都栄寿会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	光の桜	(福)ならやま会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	平城園(従来型)	(福)福寿会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	平城園(ユニット型)	(福)福寿会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	万葉苑	(福)万葉福祉会	無	
特別養護老人ホーム	書面監査	和楽園	(福)奈良市和楽園	無	
養護老人ホーム	実地監査	和楽園	(福)奈良市和楽園	無	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	実地監査	あじさい園	(福)晃宝会	無	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	実地監査	学園前西ケアハウス	(福)奈良苑	事故発生防止のための委員会が、過去数年間で1回も開催されていなかった。今後は定期的開催するとともに、適正に記録を行うこと。【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第33条第3項】	事故発生防止に関わる入居者の日々の様子やひやりハット等について、毎月のケアハウスフロア一会議内で話し合い、合わせて議事録として残していく。(年1回以上の委員会実施となる予定)
軽費老人ホーム(ケアハウス)	実地監査	都祁すずらん苑	(福)大和会	無	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	実地監査	茂毛路園	(福)大倭安宿苑	無	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	実地監査	ル・エンゲージなかがわ4番館	(福)中川会	無	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	書面監査	ケアハウス万葉	(福)万葉福祉会	無	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	書面監査	ケアハウスらくじ苑	(福)楽慈会	無	

令和元年度 指導監査結果(老人福祉施設)

施設種別	監査方法	施設名	運営主体	文書による指摘事項	改善報告書の内容
軽費老人ホーム (ケアハウス)	書面監査	ケアハウス和楽園	(福)奈良市和楽園	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	書面監査	なら清寿苑	(福)大和清寿会	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	書面監査	ニューライフならやま	(福)福寿会	無	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	書面監査	八重垣園	(福)大倭安宿苑	無	
軽費老人ホーム (A型)	実地監査	大倭滝の峯荘	(福)大倭滝の峯荘	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、平成30年7月に開催されて以降、1度も開催されていなかった。今後は、3か月に一回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。また、介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第17条第5項】	ご指摘のとおり、「身体拘束廃止委員会」は平成30年7月に当法人で「身体拘束廃止に関する指針」を策定し、その後委員会を開催しておりませんでした。今後は同指針に定められたとおり、年6回開催している事故防止委員会と並行し、年4回開催いたします。
軽費老人ホーム (A型)	実地監査	佐保苑	(福)佐保会	無	